

令和 7 年度茅ヶ崎市防災会議 会議録

議題	茅ヶ崎市地域防災計画の修正について
情報交換	1 防災気象情報の改善について（横浜地方気象台） 2 令和 7 年度「ちがさき消防・防災フェスティバル」の実施結果について（茅ヶ崎市）
日時	令和 8 年 2 月 5 日（木曜日） 1 4 時 0 0 から 1 4 時 5 5 分
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎 4 階 会議室 3・4・5 (WEB 会議もあわせて実施)
出席者氏名	<p>(委員のうち会場での出席者)</p> <p>佐藤 光、松本 典明、風間 裕一郎、脇 正彦、鈴木 公大 (代理)、市川 隆雄、軽部 晴美、大河内 初雄 (代理)、佐久間 徹、若林 英俊、林 正明、佐藤 喜久二、塚田 桂子、塩崎 威、岸 宏司、三浦 克之、寺島 哲、田渕 明子、吉川 勝則、谷久保 康平、坂田 哲、三浦 悦子、深瀬 純一、鈴木 嘉朋、小室 武司 (代理)、大久保 一郎、中沢 明紀、青柳 和富、大柳 誠二</p> <p>(委員のうちWEB での出席者)</p> <p>渡部 敏夫、杵渕 健一、中村 航介、瀬戸 和裕 (代理)</p> <p>(事務局 8 名)</p> <p>防災対策課 (佐野防災対策課長、加藤危機管理担当課長、成瀬主幹、小松課長補佐、小田課長補佐、忠隈主査、大塚主査、臼井主任)</p>
議題資料	<p>令和 7 年度茅ヶ崎市防災会議 次第</p> <p>令和 7 年度茅ヶ崎市防災会議出席者名簿</p> <p>令和 7 年度茅ヶ崎市防災会議出席者席次表</p> <p>【資料 1】 [説明資料] 茅ヶ崎市地域防災計画の修正概要について (修正案)</p> <p>【資料 2】 地震災害対策計画 (修正案) 【新旧対照表】</p> <p>【資料 3】 風水害対策計画 (修正案) 【新旧対照表】</p> <p>【資料 4】 特殊災害対策計画 (修正案) 【新旧対照表】</p>

情報交換資料	【資料5】防災気象情報の改善について 【資料6】令和7年度「ちがさき消防・防災フェスティバル」の実施結果について
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0名

(会議録)

<午後2時開会>

○事務局（佐野課長）

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、令和7年度茅ヶ崎市防災会議を開会させていただきます。委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、くらし安心部防災対策課長の佐野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は対面とWEB接続とのハイブリッドで開催をしておりますが、事前にお知らせいたしましたとおり、この会議は茅ヶ崎市自治基本条例の規定に基づき、公開で行わせていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に会議の出席者の方にお知らせいたします。本日の会議資料につきましては、まず防災関係機関等の皆様は、お手元のタブレットでご覧いただけます。各議題の冒頭で資料番号をお伝えしますので、該当する番号の資料をタッチしてご覧いただきますようお願いいたします。会議中、タブレットの操作でご不明な点があるときは、お近くの防災対策課職員にお声掛けください。

また、WEB出席者との音声の共有を、中央に配置しているカメラ・マイク・スピーカー一体型の機器で担っておりますので、ご発言の際はマイクのご使用をお願いいたします。マイクにつきましては、職員がお持ちをいたします。

次に市職員の皆様は、ご持参いただいた端末でサイドボックスから執行部-各部局-くらし安心部-防災対策課のフォルダに「令和7年度 茅ヶ崎市防災会議資料」のフォルダがございますので、該当する番号の資料をご覧ください。

それでは、開会にあたりまして、茅ヶ崎市防災会議の会長であります茅ヶ崎市長の佐藤よりご挨拶申し上げます。

○佐藤会長

皆様、こんにちは。茅ヶ崎市長の佐藤光でございます。

防災会議を開催するにあたり、一言ご挨拶申し上げたいと思います。本当にお忙しい中、各界より防災会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。この後に議長を務めるということですので、一言だけ。

1年前から本日に至るまで、全国で様々な災害が枚挙にいとまが無いくらい起きております。そういった中で、今年一番大きな動きとしましては、11月に防災庁がいよいよ発足するということでもあります。その防災庁が発足したときに、我々の組織がどうなっているのかということもしっかり念頭に入れながら、お互いに情報共有させていただければと思っておりますので、今日の会議もどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（佐野課長）

ありがとうございました。

それでは議事に先立ちまして、まず会議の成立についてお知らせいたします。

防災会議は、茅ヶ崎市防災会議運営要綱第2条の規定により、会議の開催は過半数の委員の出席が必要となりますが、本日の会議は、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

本日の会議の出席者につきましては、事前に組織とお名前を伺っており、出席者名簿を作成しております。

なお、国土交通省横浜国道事務所湘南出張所・所長の飯塚委員、文化スポーツ部長の大竹委員、経営総務部長の青柳委員につきましては、急遽ご欠席のご連絡をいただいておりますので、お知らせをいたします。

また、東京ガス株式会社神奈川西支店の中嶋委員につきましては、代理で大河内様にご出席いただいております。また、下水道河川部長の高田委員につきましては代理で小室下水道河川総務課長にご出席をいただいております。

本来であれば、ご出席の皆様から一言ずつご挨拶いただきたいところではありますが、お時間も限られておりますので、大変恐縮ではございますが、お配りの出席者名簿に代えさせていただくことをご了承願います。

それでは、これより議事に移らせていただきます。議事につきましては、議長を会長であります、佐藤市長にお願いしたいと思っております。佐藤市長、よろしく願いいたします。

○佐藤会長

はい。それでは、議事に入らせていただきます。

議題（1）「茅ヶ崎市地域防災計画の修正について」、事務局より説明願います。

○事務局（小松課長補佐）

はい。防災対策課の小松と申します。恐縮ですが、着座にてご説明させていただきます。

それでは、議題（1）「茅ヶ崎市地域防災計画の修正について」、ご説明申し上げます。資料につきましては、資料1から資料4となります。資料1が修正内容の説明資料、資料2から4が修正案の新旧対照表となっております。説明は、資料1をもとにご説明をさせていただきます。

会場出席者の方におかれましては、お手元のタブレットまたはパソコンにある「資料1」と書かれたページをタップしてください。また、同内容を会場前方のスライドにも投影いたしますので、いずれかにてご確認いただきますようお願いいたします。WEB会議にてご参加の方には資料を画面共有いたします。

それでは資料1をご覧ください。本日ご説明する内容は、（1）として計画修正の考え、本市の地域防災計画は地震災害、風水害、特殊災害の災害種別ごとに策定され

ているうちの(2)各計画に共通する主な修正、(3)地震災害対策計画の主な修正、(4)風水害対策計画の主な修正、(5)特殊災害対策計画の主な修正となっております。なお、ページ番号は、各ページの右下に振っております。

それでは1ページをご覧ください。直近の計画は令和7年2月に修正しておりますが、このたびの修正としましては、近年の地震災害、台風や洪水等による風水害や土砂災害等を踏まえ行われた防災基本計画の修正や災害事例を踏まえてまとめられた報告やガイドライン、さらには本市や各防災関係機関の取り組み等を踏まえて修正を行うものでございます。

続いて、2ページをご覧ください。(2)のアでは、「地震災害対策計画」「風水害対策計画」「特殊災害対策計画」の各計画に共通する主な修正内容のうち、防災基本計画の修正に伴うものについてご説明します。

まずは「避難生活の質的な向上と被災者支援の充実」についてでございます。避難生活の質的な向上や避難所環境の改善を図るため、国が運用を開始した「災害対応車両検索システム(D-TRACE/ディートレイス)」を活用した各種車両情報の収集とそれらの車両の受け入れ体制を検討する必要があることから、その旨を追加するものです。

続いて、3ページの「防災に必要な物資の公表」についてでございます。災害対策基本法の改正を踏まえ、防災に必要な物資の備蓄状況を年1回公表する旨を追加するものです。

続いて、4ページの「被災者援護協力団体の受け入れ」についてでございます。昨年6月の災害対策基本法の改正により、「被災者援護協力団体登録制度」が創設されました。発災時にこうした団体を適切に受け入れることができるよう、平時から情報収集や受け入れ体制の整備を検討する必要があることから、その旨を追加するものです。

続いて、5ページの「被災地における学びの確保」についてでございます。発災後の学びの継続や早期再開に向けた教職員等の枠組みである「被災地学び支援派遣等枠組み(D-EST/ディーエスト)」に基づき、教員等の派遣を要請する旨を追加するものです。

続いて、6ページの「住家の被害認定基準運用指針の改訂に伴う修正」についてでございます。住家の被害認定基準運用の改訂に伴い、調査方法が一部修正されたことを受けて修正するものです。

続いて、7ページをご覧ください。(2)のイは、各計画に共通する主な修正のうち、「市及び防災関係機関の取組に関する修正」になります。「企業庁茅ヶ崎水道営業所との応急給水の取組に関する修正」について、茅ヶ崎水道営業所と役割を明確化し、応急給水マニュアルを修正したことに伴い、計画を修正するものです。

続きまして、8ページをご覧ください。(3)地震災害対策計画の主な修正に関しまして、「被害想定結果の公表に伴う各種データの修正・追記」については、令和7年3月の神奈川県地震被害想定調査報告書の改訂に伴い、各被害想定データの改訂

や新たな被害想定項目等が追記されたことから、最新の数値等に修正するものです。

続きまして9ページです。「南海トラフ地震防災対策推進地域や被害想定結果の見直し」については、南海トラフ巨大地震検討対策ワーキンググループが令和7年3月に公表した報告書における推進地域の指定状況や新たな被害想定結果を踏まえ修正するものです。

続きまして、10ページの「南海トラフ地震対策に関する「重点施策」の選定」については、令和7年7月に公表された南海トラフ地震防災対策推進基本計画の改訂により、南海トラフ地震への対策として、本市がおおむね10年間で完遂すべき対策を「重点施策」として定めていく旨を追加するものです。

続きまして11ページです。「臨時情報の発表時における防災対策」については、南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドラインの改訂により、臨時情報発表時は、後発地震に備えつつも「防災対応」と「社会経済活動の継続」とのバランスを考慮した防災対策を進めていく旨を追加するものです。

続きまして、12ページの「臨時情報発表時における「特別な備え」の再確認」についてでございます。こちらも南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドラインの改訂による修正となりますが、臨時情報発表時における「特別な備え」の再確認に関する旨を追加するものです。

続いて、13ページをご覧ください。(3)ウは、「市及び関係機関の取組に関する修正」となります。まずは「津波ハザードマップの公表に伴う修正」についてでございます。ハザードマップの公表による津波からの避難行動について周知する旨を追加するものです。

続きまして、14ページにつきましても、「津波ハザードマップの公表に伴う修正」として、茅ヶ崎市津波避難計画を策定する旨を追記しております。

続きまして、15ページの「災害対策本部の設置基準の見直し」について、大津波警報又は津波警報発表時に災害対策本部を設置する旨を追加するものです。

続きまして、16ページの(4)風水害対策計画の主な修正に関してご説明いたします。「令和7年神奈川県水防計画等の改訂に基づく修正」について、県の水防計画及び洪水対策計画の改訂に基づき、各種データを最新の数値に修正するものです。

続きまして、17ページの(5)特殊災害対策計画の主な修正といたしましては、「首都圏における広域降灰対策に関するガイドラインの公表に伴う修正」について、「首都圏における広域降灰対策検討会 報告書」及び「首都圏における広域降灰対策に関するガイドライン」による被害想定や広域降灰対策に関する基本的な考え方等を記載するものです。

以上が、議題(1)「茅ヶ崎市地域防災計画の修正について」の主な修正点となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○佐藤会長

はい、お疲れ様でした。

ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様からご意見、ご質問がございましたら、会場での出席者につきましては「挙手」を、WEB出席者につきましてはリアクション機能の「手を挙げるボタン」にて挙手をお願いいたします。

なお、発言者につきましては、私から指名をした後に、組織名とお名前を述べてからご発言願います。

(茅ヶ崎市社会福祉協議会・若林委員が挙手)

○佐藤会長

どうぞ。

○茅ヶ崎市社会福祉協議会・若林委員

茅ヶ崎市社会福祉協議会の若林でございます。1点確認をしたいと思います。

ご説明の資料1につきましては、4ページの ア 被災者援護協力団体の受け入れに関するところです。計画書の地震編の新旧対照表で画面共有ができますでしょうか。39ページの災害時の応急対策活動に関する事項のところですか。

本事項につきましては、被災者援護協力団体への支援協力と題しまして、(1)から(7)までの法に基づく業務委託をするという記載があります。その中の(6)に「ボランティア受入れの実施に係る連絡調整」というのがあるのですけれども、市は必要に応じて災害時に災害ボランティアセンターの設置をすることになっております。委託業務の中に「ボランティア受入れの実施に係る連絡調整」があるということですが、それが一般のボランティアの受入れ、災害ボランティアセンターとの棲み分けはどういうふうに考えるのか、その辺についてご質問いたします。

○事務局(佐野課長)

ご質問ありがとうございます。防災対策課長の佐野よりご回答させていただきます。

ただいま、39ページの第5章第17節ボランティア活動のところではありますが、こちらについては、今般、国が被災者援護に協力するNPOやボランティア団体の事前登録制度であります「被災者援護協力団体」を創設しましたが、災害時にはこういった団体のお力も必要に応じて活用するため、1号から7号までの業務を委託するということが記載しております。

この1号から7号ではありますが、こちらは応急対策の際に委託する業務として掲げております項目となりますが、改正されました災害対策基本法の中に明記された項目となります。この中で、必要に応じて業務委託をしていくということになります。

この中の6号「ボランティア受入れの実施に関する連絡調整」という部分につきましては、いわゆる災害時の中間支援組織としての性質を持つ団体であるということをご想定しておりますけれども、まず平素からこのようなメニューで登録された被災者援護協力団体の情報収集を行い、その団体との連携が可能かどうかということをご、平素から市と社会福祉協議会等が情報交換をしながら、その体制の検討を進めていく。そ

して、災害時には円滑に手続き等を進めていけるような、これからの棲み分けも含めた検討が必要であると考えております。以上でございます。

○佐藤会長

他にございますか。

(茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会・林委員が挙手)

○佐藤会長

はい、どうぞ。

○茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会・林委員

茅ヶ崎市まちぢから協議会の防災部会の担当であります、林と申します。

この説明で特殊災害対策計画とありますけれども、これは富士山や箱根の噴火等の広域降灰に対する災害計画なのですが、地震の中には津波の他に通電火災、特に茅ヶ崎は日本でも有数のクラスター地域があり、非常にそれが一番心配される地域だと思います。

先日は津波ハザードマップが非常に細かい内容で改訂され、非常に素晴らしいと思っておりますけれども、一方で内陸型の直下型地震では家屋の倒壊や火災という恐ろしい状況が出てきます。阪神淡路大震災のときも、地震による通電火災で非常に多くの方が亡くなりました。茅ヶ崎も、海洋プレート境界型の地震よりも、東京湾や小田原・国府津断層等の内陸型の地震が発生するおそれも非常に強いと思っておりますけれども、特殊災害対策という中の1つとしてクラスター火災の対策をどうしていくかという計画があれば、ちょっと内容を教えていただきたいと思っております。

要するに特殊災害対策の中にクラスター火災が入っていなければ、そういうものも含めていただきたいなという希望です。

○事務局（臼井主任）

事務局の臼井から回答差し上げます。

ご意見ありがとうございました。現在、茅ヶ崎市地域防災計画の中には特殊災害計画がございまして、その特殊災害計画の中に大規模火災対策という計画もございまして、地震に限らず、大規模な火災が発生した場合には、この特殊災害の中の大規模火災対策計画に基づいて本市の応急対策を進めていくというところで、現在、計画上に記載がございまして、以上でございます。

○茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会・林委員

今日いただいた資料の中にもそのことは入っているのでしょうか。全てを見ていないものですから、申し訳ございません。

○事務局（臼井主任）

説明不足で大変申し訳ございませんでした。今回お渡ししている資料は、修正があった箇所のみを記載しているものになっております。つきましては、そこに記載がないというところになりますので、今回、大規模火災対策は修正がなかったということでございます。

○茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会・林委員

わかりました。

○佐藤会長

他にございますでしょうか。よろしいですか。

（会場・WEBともに挙手なし）

はい。それでは、議題（１）「茅ヶ崎市地域防災計画の修正について」お諮りいたします。まずは来場されている出席者の方々にお伺いいたします。議題（１）「茅ヶ崎市地域防災計画の修正について」、事務局からの説明のとおり、計画を修正することよろしいでしょうか。ご異議がない場合は「異議なし」とご発言をお願いいたします。

（会場より異議なしの声）

はい。ありがとうございます。ご異議なしと認めます。続いてWEB出席者の方々はいかがでしょう。異議なしの場合、リアクション機能で挙手をお願いいたします。

（挙手を確認）

全員の挙手が確認できましたので、ご異議なしと認めます。よって、本計画案につきましては、議案の通り修正することと決定いたします。これにて議題（１）「茅ヶ崎市地域防災計画の修正について」を終了いたします。ご協力ありがとうございます。それでは、進行を司会に戻します。

○事務局（佐野課長）

はい。ありがとうございました。

それでは、次第「４ 情報交換」に移らせていただきます。

はじめに「(1) 防災気象情報の改善」について、横浜地方気象台の福地様より、情報提供をいただきたいと思います。福地様、よろしくをお願いいたします。

○横浜地方気象台（福地様）

横浜地方気象台の福地です。よろしくお願いいたします。

いまご覧いただいている資料に沿って、防災気象情報の改善についてということで、

ご説明させていただきたいと思います。

はじめに、私ども気象庁の令和8年度出水期の取り組みである防災気象情報の改善についてということで紹介させていただきます。

はじめに、その取り組みの内容について紹介いたします。「防災気象情報に関する検討会の最終取りまとめ」が令和6年6月にあったのですが、これを踏まえた新しい防災気象情報の運用を令和8年出水期から開始する予定です。新しい防災気象情報では、住民の避難行動に対応した5段階の警戒レベルに整合させ、災害発生の危険度の高まりに応じて各情報を発表します。この方針のもとで、情報名称の変更、警戒レベル4相当となる危険警報の新設、洪水関係の情報変更、気象防災速報の新設など、現行の大雨警報・注意報などの気象庁が発表する防災気象情報の体系が大きく変わります。皆様もご承知おきのほどよろしく申し上げます。

では、まず警戒レベルについてご説明させていただきます。皆さんもご存じかと思いますが、平成30年7月豪雨というものがございました。こちらは広い範囲で河川の氾濫や土砂災害が発生し、死者・行方不明者を合わせて200名を超える非常に大きな人的被害を伴う豪雨災害がございました。

この際に発表していた防災気象情報、あるいは市町村から発表している避難情報について、伝えたい危機感というものが必ずしも住民に感じてもらえなかったという課題がございました。このときの教訓として、「住民は自らの命は自らが守るという意識を持つ」、「行政はその住民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援する」、そういったことを目指す社会として、また住民が災害時取る避難行動が直感的にわかるよう、避難情報などについては5段階の警戒レベルに整理したところでございます。

その後、令和3年の災害対策基本法の改正によって、それまでは警戒レベル4に避難勧告と避難指示が同時にありましたが、こちらが避難指示に一本化されたところでございます。

次に、現在発表している防災気象情報とその警戒レベルの関係についてお話いたします。警戒レベルは、住民が災害時にとる避難行動が直感的にわかるよう、避難情報というものを5段階に整理したものでございます。

防災気象情報については、避難情報の発令、あるいは住民の避難や自主避難の参考となる「警戒レベル相当情報」という位置付けでございます。ただ、警戒レベルとの関係が分かりづらいという課題がございます。

この図の右側のところが、気象庁が発表する防災気象情報、あるいは神奈川県、あるいは河川管理者と共同で発表する防災気象情報になります。矢印の左側が、皆様が発令する警戒レベル情報、あるいは住民がとるべき行動になります。それぞれ防災気象情報に相当する警戒レベルを当てはめていますが、まだ所々空白があったりとか、洪水については、レベル5が大雨特別警報になっていたりとか、警戒レベルとの関係が分かりづらいという課題がございます。

この課題を改善する目的で、防災気象情報に関する検討会というものが開催、議論されまして、令和6年6月に検討結果の最終取りまとめがなされました。新しい防災

気象情報は、この検討結果を踏まえたものになります。

それでは、ここからどのような形に変わるのかについて、ご紹介させていただきます。下の表をご覧ください。4つの事象が横に並び、縦には5段階の表がご覧できるかと思えます。このように、大河川の氾濫、大雨・浸水、土砂災害、高潮、こういった4つの現象をターゲットとしまして、それぞれ5段階の警戒レベルに合わせて防災気象情報を発表します。対象となる災害ごとに情報を整理するとともに、警戒レベル4に相当する情報として、新しく「危険警報」という名称の情報を発表します。

また、大きな変更としまして、気象庁が発表するこの4つの事象に対して、それぞれの防災気象情報には、情報名称そのものに「レベル5〇〇特別警報」という、レベルに数字を付加して発表します。情報の名称もですが、この警戒レベルを明記することで、住民の皆様がとるべき行動として、それぞれの警戒レベル、例えば「レベル4〇〇危険警報」が発表されるというときは、自治体から「警戒レベル4」が出てもおかしくないような状況であるということを明示することが、今回のポイントになります。

またもう1点、河川の氾濫のところについてですが、先ほど大河川と申し上げました。これまで、河川氾濫に当たる洪水特別警報というものはございませんでしたが、昨年12月の法改正によって、洪水に関する特別警報の発表が可能となりました。このことを受けて、大河川については、河川毎に「氾濫警報」、「氾濫特別警報」といったものを発表する形になります。

また、相模川等の大河川でない河川の氾濫については、これまでは洪水警報・洪水注意報という形で発表してございましたが、次年度の出水期からは、大河川については「レベル4氾濫危険警報」、それ以外の河川については、低地の浸水と同じ括りで「レベル4大雨危険警報」といった形で、左から2番目の「大雨」の括りで発表する形になります。

次のスライドですが、こちらやはり同じように黒色・赤色・黄色となっており、色々な警報の名称がございしますが、こちらは先ほど申し上げた4つの警戒レベルと紐づいていない警報・特別警報の類になります。こちらの暴風や波浪についてはこれまでと変わりません。これらの情報について、気象庁ホームページ等では、特別警報は黒色、警報は赤色というものを用いますが、色としてはその通りですが警戒レベルには相当しないということにご留意いただけたらと思います。

次に、気象庁が発表する防災気象情報について紹介させていただきます。いま紹介した警戒レベル相当情報、あるいはその他の注意報・警報・特別警報というものは、図の真ん中のオレンジ色のところにある、概ねその現象の発生する12時間くらい前から段階的にレベルを上げていくような形で情報発表していきます。また、皆様が防災体制をとるにあたっては、12時間ではなくその前の段階から発表されます。図でいう一番上にある早期注意情報、あるいは気象解説情報、また時系列情報、特に現象が直前に発生しそうなところで、警報が出ている中でも、どこがより危ないかを示すものとしてキキクル、あるいは気象防災速報を発表してございます。

このような情報も合わせ改善に努めてまいりますので、利活用いただけたらと思います。次からそれぞれについて簡単に紹介します。

まず早期注意情報についてご紹介いたします。スライドの上半分が早期注意情報です。こちらは警戒レベル1に当たるものでございます。5日先までの警報級の現象可能性について発表しております。スライドの上が現在発表している早期注意情報、下が改善されたものになります。どのような改善かという、これまではそれぞれの予報の区間、例えば今夜の予報で見れば「今日の夜から明日の朝まで」を1つの括り、明日の情報であれば、「明日の朝6時から24時」を1つの括りとして、警報発表の可能性について述べていました。こちらについては、もうちょっと細かい範囲として6時間ごとの括りで発表する形に改善いたしてまいります。

また大雨については、これまで大雨・浸水と土砂災害を1つの括りで発表してございましたが、今度の出水期以降は大雨と土砂災害をそれぞれ分けて警報級の可能性についてお知らせをしてまいりたいと思っております。

次に時系列情報ですが、こちらは今回新規に発表する情報になります。翌日までの現象の危険度がどれくらいになるかというものです。先ほど防災気象情報の表のところで色付きで紹介させていただいておりましたが、翌日までの見通しについて、1日4回色付きで発表してまいります。どちらも防災体制の判断・確保などに使っていただけたらと思います。

次のスライドはキキクルになります。こちらはこれまでも発表しているものでございます。これまで浸水、土砂災害、洪水で出しておりましたが、今後は大雨キキクルと土砂災害キキクルという形になります。大雨や土砂災害に関する情報が発表された際には、危険度の高まりを地域毎に確認できる形になります。

また、先ほど申し上げましたが、大雨警報によって、これまでの浸水と大河川以外の河川の氾濫をカバーする形になります。そのため、左下のイメージとして、これまで浸水キキクルと洪水キキクルというものが、それぞれ合わさったような形で1枚に表示できる形になります。それぞれ具体的にどのような災害が起きやすいのかは、これまでの画面で見られるようになってございます。

また土砂キキクルについて、こちらはレベル3土砂災害警報の発表の形が変わります。今まではそれぞれに基準を設けていたものが、土砂災害警戒情報と呼んでおりますレベル4に相当するものから、リードタイム、どれくらいの時間にレベル4に到達するかを予想する形で警報を発表します。その結果として、レベル3の「空振り」になるものが減ります。その発表回数は減るのですが、レベル3の警報が発表されるときは、よりレベル4まで上がる可能性が高くなるということでございます。そのため、見た目として、赤色の範囲がより狭くなるという特性が変わりますので、ここは留意いただけたらと思います。

次のスライドでは、その他の気象防災速報、気象解説情報について紹介させていただきます。これまでも「記録的短時間大雨情報」や「顕著な大雨に関する気象情報」といったものを発表してきました。こちらを警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等

を補足する情報として、1つの気象防災速報というカテゴリーに整理しています。線状降水帯などの顕著現象が発生、または発生しつつある場合にこの気象防災速報といった形で発表してまいります。

またスライドの下半分について、これまでは「神奈川県気象情報」等で前もって発表していたものですが、今後は、今後の気象の見通し、災害発生危険度の見通しなどを網羅的に解決する情報として「気象解説情報」という括りで、それぞれ適時に発表してまいります。イメージとしましては、気象防災速報というものは、何か顕著な現象が起こったときにテレビのテロップ的なもので発表されるようなものです。気象解説情報というのは、アナウンサーが今後の見通しを読み上げるようなものというイメージを持っていただけたらと思います。

最初に申し上げたものの繰り返しになりますが、令和8年出水期から新しい防災気象情報の運用を開始する予定でございます。新しい防災気象情報では、住民の避難行動に対応した5段階の警戒レベルに整合させ、災害発生危険度の高まりに応じて、各情報を発表してまいります。この方針のもとで、情報名称の変更、警戒レベル4相当となる「危険警報」の新設、洪水関係の情報変更、気象防災速報の新設など、現行の大雨警報・注意報などの気象庁が発表する防災気象情報が大きく変わります。

防災気象情報を住民に伝え、適切に避難行動をとってもらうためには、改善内容を住民の皆様にも理解いただくことが大切となります。また、理解いただくためには、自治体の皆様との連携も今後大切になってまいりますので、今後ともよろしく願いいたします。私からは以上になります。ご清聴ありがとうございました。

○事務局（佐野課長）

福地様、ご説明ありがとうございました。説明が終わりましたが、ただいまの内容について、委員の皆様からご質問やご意見等がございましたら、挙手をお願いします。

（寺島委員より挙手あり）

○事務局（佐野課長）

くらし安心部長・寺島委員、お願いいたします。

○寺島委員

どうもご説明ありがとうございました。くらし安心部長の寺島と申します。私の方から2つ質問させていただきたいと思います。

1つ目の質問ですが、警戒レベル相当情報について、これまでも注意報・警報、土砂災害の場合には土砂災害警戒情報の発表について、一定時間のリードタイムを考慮して発表されていると思いますけど、今回の改正で新たな情報が加わっておりますが、それに伴って、それぞれどのような時間のリードタイムになるのかお伺いさせていただきたいと思います。

2つ目ですが、これまでは低い土地の浸水害のおそれについては大雨の情報、中小

河川の氾濫のおそれについては洪水の情報がありまして、今回からこれらを1つとして発表される場合、「浸水害のおそれはあるが洪水のおそれがない場合」であっても、大雨警報や大雨危険警報の発表の可能性があるのか、あるいは「浸水害と洪水の双方のおそれがある場合」に情報が発表されるのかを教えていただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○横浜地方気象台（福地様）

はい。寺島様、ご質問ありがとうございます。

まず1つ目の質問でございます。大河川の洪水害、浸水害、土砂災害、高潮、これらに関する基準の考え方というものは、これから申し上げるものとおりになります。

まず、大河川の洪水害ですが、こちらはこれまでと同様に大河川の河川管理者、すなわち神奈川県や京浜河川事務所が災害の発生するおそれがあるときの水位基準を定めてございます。こちらの水位基準を超過する場合、あるいはその超過が予想で見込まれる場合にそれぞれのレベル相当の情報を発表するものでございます。

浸水害と大河川以外の洪水害については、注意報級、警報級、危険警報級のそれぞれについて、過去の市の災害発生状況と過去の指数の高まりを比較することで、それぞれ指数基準というものを定めてございます。それぞれの基準について、浸水害は、基準に対して1時間のリードタイムを持てるように、大河川以外の洪水害は、それぞれの基準に対して3時間のリードタイムを持って発表する形としております。

土砂災害については、重大な災害の発生するおそれの状況というところから、基準を設けてございます。レベル4土砂災害危険警報は、そうしたおそれのある状況から2時間、レベル3土砂災害警報は3時間、予想ができればもうちょっと前から発表したいと思っております。レベル2土砂災害注意報については、もう少し低いところに基準を設けてございまして、こちらは現状と変わらないところで発表いたします。

高潮については、浸水被害のおそれのある状況から、レベル4高潮危険警報は6時間、レベル2高潮警報は12時間、レベル2高潮注意報は18時間前までに発表するという形としております。

2つ目の質問でございます。大雨に関する警報・注意報が、これまでの浸水と大河川以外の氾濫を合わせて発表する形に変わっております。こちらについては、低地の浸水、あるいは大河川以外の外水氾濫、それらのいずれかの災害のおそれがある場合に対して、防災気象情報を発表して危険の高まりについてお知らせすることになります。これまでも中小河川、特に小さい河川になると徐々に浸水と洪水のどちらの災害かの区別が付きにくくなることもございます。そのため、ある程度の整理ができるのではないかと考えているところでございます。どちらかの災害のおそれがあれば発表するというところで、ご理解いただけたらと思います。

○寺島委員

どうもありがとうございました。

○事務局（佐野課長）

その他、ご質問等ございますでしょうか。

では、すみませんが事務局の方から1点ご質問させていただいてよろしいでしょうか。気象庁のホームページでは、自治体ごとに警報・注意報の発表基準の一覧表が掲載されておりまして、例えば、土砂災害については土壌雨量指数の基準数値と神奈川県がシステムで公表している数値等を常時確認しながら、住民の避難の予測などを行っていますが、この度の防災気象情報の改正に伴いまして、区分や数値の変更、また新たに危険警報の基準の公表は今後、予定があるかお聞かせいただければと思います。

○横浜地方気象台（福地様）

はい。ご質問ありがとうございます。

まず警報の発表対象区域については、これまでどおり2次細分区域というものを対象として防災気象情報を発表してまいります。

また数値については、まず変更があるかどうかについては、少なくとも土砂災害や高潮は基準の考え方に変更が発生してございますので、変更は発生します。その変更の一覧表の基準値については、自治体へ説明をして合意をとったもので発表してございますので、まだ調整できていませんが、今月2月を目途として茅ヶ崎市の防災担当宛にご説明して、その基準についてある程度の数字を示した上で合意を取ろうと思っております。それが基準値となります。

合意をとった基準値については、これまでと同様に一覧表やCSV等の形で気象庁ホームページで公表する予定となっております。

土砂災害に関するレベル2、4、5、こちらの基準値については、現在、その注・警報の基準値を公表しているCSVと同様な形で気象庁ホームページで公表してまいります。

大雨と高潮の基準値について、レベル2と3についてはこれまでと同じ形と聞いております。レベル4大雨危険警報については、公表の形はまだ調整中でございます。公表することに間違いはありません。

○事務局（佐野課長）

ありがとうございました。現時点で調整されているということで今後、情報提供いただくこともあるというところで了解しました。ありがとうございます。

○横浜地方気象台（福地様）

はい。よろしくお願いたします。

○事務局（佐野課長）

その他よろしいでしょうか。

では、ご質問等がないようですので、次の（２）「令和７年度「ちがさき消防・防災フェスティバル」の実施結果」について、茅ヶ崎市防災対策課の忠隈より説明いたします。

○事務局（忠隈主査）

防災対策課の忠隈と申します。恐縮ですが、着座にてご説明させていただきます。

それでは、情報交換（２）「令和７年度「ちがさき消防・防災フェスティバル」の実施結果について」、説明申し上げます。議題につきましては、資料６にまとめておりますので、こちらをご参照いただきたくお願いいたします。

令和７年度の「ちがさき消防・防災フェスティバル」は、昨年１１月１６日（日）の１０時～１５時に、第一カッターきいろ公園で実施いたしました。ご参加いただいた防災関係機関の皆様におかれましては、出展内容のご調整から多大なるご協力をいただき、誠にありがとうございました。今年度は４６のブース、展示車両２１台が出展し、およそ１４，０００人の市民の皆様にご来場いただきました。昨年度はおよそ７，３５０人ですので、昨年度に比べて来場者数が増加しております。

ご出展いただいた防災関係機関や協定締結先の皆様からは、「市と連携してとても良い周知・啓発ができた」「天候にも恵まれ例年よりも多くの方々に案内ができた」「スタンプラリーによる集客効果もあった」「出展者としても運営面での対応・協力をしていきたい」等、ご意見をいただきました。

一方で、「車両やテントの配置位置が分かりづらかった」「ジャンル毎のブースの括りができたら良い」「スタンプラリーのスタンプ設置箇所を拡大した方が良い」「会場内のアナウンスが聞こえづらい」等のご意見もいただいております。

ご参加いただいた防災関係機関の皆様におかれましては、今回の実施内容を踏まえ、お気付きの点がございましたら、引き続きご意見・ご要望をいただけると幸いです。説明は以上でございます。ありがとうございました。

○事務局（佐野課長）

説明の方が終わりましたが、ただいまの内容について、委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたら、挙手をお願いいたします。

（委員挙手無し）

よろしいでしょうか。

ご意見、ご質問等ないようですので、これにて「４ 情報交換」を終了させていただきます。

○事務局（佐野課長）

続きまして、「５ その他」になりますが、本日ご出席の皆様より何かございますか。

(委員挙手無し)

よろしいでしょうか。それでは、以上で本日予定しておりました議事はすべて終了となります。皆様におかれましては、会議進行にご協力いただき、誠にありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、茅ヶ崎市防災会議を閉会とさせていただきます。お疲れ様でした。